

生命共済制度 病気入院見舞金給付制度 注意事項

1. 支給条件

- ・被保険者が効力発生日以降、病気により5日以上連続して入院したときに見舞金を支払います。(検査入院や出産など病気以外の入院は対象外です。)
※効力発生日・・・初回の掛金振替月の翌月1日
- ・給付申請の有効期間は、退院日から180日以内とします。
- ・被保険者同一人に対し、異なる疾病等による別入院であっても、年間1回までのお支払いとさせていただきます(年間とは、共済事業年度5月～翌年4月)。
なお、同一疾病について、一度お支払いしたものについては次年度以降も対象外とします。
- ・見舞金の振込先は、原則として掛金の振替口座とします。
- ・支給金額は1口につき5,000円です。
- ・災害給付金及び死亡保険金の対象となる場合は、見舞金の対象外とします。

2. 提出書類

- (1) 生命共済制度病気入院見舞金申請書
- (2) 入退院日が明記された医療機関発行の領収書(写)または、病名・入院日数・医師の印が明記してある書類(写)
※上記(2)の書類いずれも提出が不可能な場合は、ご連絡ください。

<お問い合わせ先>

北九州商工会議所 会員・共済課

〒802-8522 小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館2階

TEL:093-541-0182/FAX:093-531-1799